

捕獲不正 重い処分を

農産物を食い荒らすイノシシやシカなどの駆除実績をめぐって29人が虚偽の報告をし、報償費をだまし取る不正行為が明るみに出た霧島市の捕獲従事者。駆除の現場では何が行われていたのか。30年近い狩猟経験を持ち、4月に約2600人の捕獲従事者が所属する市有害鳥獣捕獲隊の隊長に就いた米満広志さん(65)に聞いた。

——今回の不正行為について、市捕獲隊のトップとしてどう考えていますか。

市の公金や国庫補助が財源となっていて報償費をだまし取る不正に対し、市民には申し訳ない気持ちでいっぱいです。今回を契機に、不正を正さなくてはという気持ちです。

——市の検証は2013年度以降が対象です。それ以前はどうだったのですか。

捕獲の証拠として写真提出が求められるようになったのは13年度からです。耳と尾の提出だけでよかったです。それ以前から、不正のうわさはありました。例えば捕獲の対象期間以外に捕った鳥獣の耳や尾を冷凍保管しておき、対象期間になってから提出するなどです。それがばれずに、次第にエスカレートしたのではと思っています。

——実際に1年で捕獲できる頭数ほどの程度ですか。

イノシシなら10日かけて3頭仕留めればよい方でしょう。イノシシやシカはすばいこへ、銃で狙い撃ちするのは容易ではあ

霧島市有害鳥獣捕獲隊長 米満 広志さん(65)



よねみつ・ひろし 1952年1月、霧島市生まれ。造船関連の仕事で東京、横浜、大阪などで働き、茨城県の鹿島コンビナートで配管の特殊溶接などに携わった。80年に帰郷し、91年に狩猟免許を取得。2000年ごろから有害鳥獣の捕獲に携わってきた。霧島市の民生委員、市体育協会理事も務める。

りません。わなも警戒するので簡単ではありません。捕獲対象の約6カ月間だと、報償費は普通の従事者で数万円でしょう。

それなのに、ある地域で一年4〜6月の3カ月で、報償費が90万円を上回る人が1人、40万円台の人が3人、30万円代の人が2人いて、しかも全員同じグループとわかった。昨年の夏でした。どう考えてもおかしい。市に伝え、市職員と捕獲隊幹部の計15人ほどで調べ始める

と、市内各地で不正と疑われる例が出てきた。驚きました。——どんな手口ですか。

明らかに同じ個体で、背景にある車庫や水道のホースなども同じなのに、近くに立つ従事者が入れ替わっている写真。写真の日付が2日前、3日前と違っているのに服装は同じ写真。捕獲した時の傷が見えるのと同じ個体とわかるため、傷を草などで隠した写真などがありました。

市の聞き取り調査に対して、不正を認めたら「報告書通りの頭数は捕獲した」と言っているようです。ただ、カメラを忘れたり、写真を撮り損ねたりしたので、別の日に別の個体で撮影して偽造したと。

検証によると、4年間にわたって毎年、虚偽の報告をしている人が5人います。虚偽報告の総件数が約40件、返還する報償費が40万円前後の人が2人います。

市がそうした理由の一つに、従事者の減少があると思います。霧島市の旧1市6町で以前は700〜800人いましたが、今は210人。資格停止が長引くと捕獲に支障が出ると懸念しているようです。

——ほかの従事者はどう思っているのでしょうか。

処分は軽い、このままだと不正がまた起きると、多くが考えています。「不正をした人と同じだと思われるのが悔しい」と言っていた人もいます。夏の暑い時期にも、捕獲に従事する人たちがいます。被害を何とか減らしたいの思いからです。そういう従事者のためにも、中途半端な解決は許されなと思っています。(聞き手・大久保忠夫)

かごしま
聞きたい

市が防止策を発表

霧島市は5月30日、市から任命され、猟期以外に有害鳥獣を狩猟する捕獲従事者29人が、2013年からの4年間で、計252件(頭)の虚偽報告をしていたとする検証結果を発表した。不正な報告に基づく報償費は計約241万円。

市は、虚偽報告が1回の従事者(10人)は資格停止2カ月、虚偽が複数あった従事者(19人)は同1年の処分とした。虚偽の疑いが強いが、本人が認めていない1人は刑事告発する予定。市は、捕獲の証拠になる写真の撮影方法を厳格化するなどの不正防止策も発表した。

市の検証結果をどう思いますか。

——市処分に対しては。

虚偽報告が複数ある従事者は一律、1年間の資格停止というのは納得できません。不正が40件前後の人が、2件の人と同じ処分ではないのでしょうか。少なくとも2年から3年の資格停止にすべきです。